別紙様式第六(裏面)

注　意　事　項

1　この証の交付を受けたときは、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。

2　この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、医療機関等ごとに1か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。

3　医療機関等について認定疾病に係る保険診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書に添えてその窓口で渡してください。この場合には、その認定疾病に係る療養が終わるまで、この証は保管されて、療養が終わってから返付されます。

4　自衛官等としての身分を失ったときは、5日以内にこの証を発行者に返納してください。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6　表面の記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に差し出して訂正を受けてください。